

座談会等開催委託業務公募型プロポーザルに係る質疑と回答
(質疑書分 (5月15日×切))

【質問1】

・本日の説明会での質問と重複し恐縮ですが、座談会に参加する高等学校や参加者を県が選定する＝参加者を一般公募するものではないということで、一般公募のための告知・参加者募集は本委託業務に含まれない、という認識でよろしいでしょうか。

【回答1】

・その認識で間違いありません。

【質問2】

・令和6年度の実績として、ファシリテーターを配した座談会は各高校での開催回の2回のみ、という事でお間違いないでしょうか。

【回答2】

・間違いありません。

【質問3】

・座談会の会場使用料について、令和6年度及び5年度の実績として使用料が減免もしくは免除となった会場はありましたでしょうか。

※ありましたらその会場名をお教え下さい。

【回答3】

・令和5年度においては、会場使用料が減免または免除となった会場はありません。
・令和6年度については高校や林業事務所での開催となったため、会場使用料は発生しておりません。

【質問4】

・(説明会において) 各高校での座談会の開催は夏休みを鑑みて7月が望ましい、という事でよかったでしょうか。

【回答4】

・現時点では夏休み前の7月中旬頃の開催を想定していますが、高校側の日程の都合が優先されますので、確定した日程ではありません。

【質問５】

・広報業務中の「自由広報」について、その広報の開始時期や期間・終了時期については令和７年度内であれば特に定めはございませんでしょうか。

【回答５】

・広報の開始時期については、新聞広告と同じく１０月頃までに開始することが望ましいです。終了時期については契約期間内であれば特に定めはありません。

【質問６】

・昨年度までプログラムにあった「事例発表・意見発表」は、今年度は無くなったのでしょうか。それとも第１部の「森林環境税についての説明と質疑」に含まれているのでしょうか。

【回答６】

・「事例発表・意見発表」については、令和５年度はプログラムにありましたが、令和６年度に延期して実施したプログラムからは、開催時間等を考慮して除いています。今年度についても想定しているプログラムからは除いていますが、提案及び実施することを妨げるものではありません。

【質問７】

・過去の開催曜日が令和６年度は平日、令和５年度は土日ですが、参加のしやすさを鑑みると土日開催、と考えて差し支えないでしょうか。

【回答７】

・高校については平日の授業時間に実施することを想定しています。地域で活動する個人や団体を対象として実施するものについては、個人や団体との日程調整によって開催日を決定します。

【質問８】

仕様書 ４ 業務内容 （１）意見交換会の企画・運営

・個人・団体等を対象とした意見交換会の会場手配及び会場費の支払いは委託業務に含まれない認識でお間違いないでしょうか。

【回答８】

・会場は県と受託者で協議のうえ決定します。有料の会場で開催する場合は、会場手配及び会場費の支払いについては委託業務の範囲内とします。

【質問 9】

仕様書 4 業務内容 (2) 森林環境税に関する広報 ②デジタル広告 ア

- ・ 広告配信にあたりリンク先のページは高知県にて用意する認識でお間違いないでしょうか。

【回答 9】

- ・ 税の認知度向上を目的とした広告のため、現時点ではリンク先を設定しないことを想定していますが、設定する場合は県が用意します。

【質問 10】

仕様書 4 業務内容 (2) 森林環境税に関する広報 ②デジタル広告 イ

- ・ 目標セッション数 5,000 回とあるが、これは広告のリンク回数にて考えればよろしいでしょうか。

【回答 10】

- ・ 広告から「森・ヒト・こうち応援ネット」にアクセスした回数となります。

【質問 11】

仕様書 4 業務内容 (2) 森林環境税に関する広報 ②デジタル広告 イ

- ・ ターゲットについて概ね 13 歳以上とあるが、Google 広告などでは 18 歳以上からとなり、媒体に応じた年齢設定で問題ないでしょうか

【回答 11】

- ・ 媒体に応じた年齢設定で問題ありません。